

根室市選挙管理委員会告示第 19 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、令和7年3月及び令和7年6月における選挙人名簿の登録を行う日を登録月の1日の直後の地方公共団体の休日以外の日にしたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和6年12月2日

根室市選挙管理委員会  
委員長 金澤英 俊



記

1. 登録を行う日を定める月

登録月	登録を行う日
令和7年3月	令和7年3月3日（月）
令和7年6月	令和7年6月2日（月）